

2017年11月13日

一般社団法人電子情報技術産業協会

会長 長榮 周作

TPP11 交渉の合意（大筋合意）を受けて

当協会は本合意（大筋合意）を歓迎するとともに、此処に至るまでの日本政府の多大なるご尽力に心より敬意を表します。

とりわけ、電子商取引章において、国境を越える情報の移転の自由の確保、コンピュータ設備の自国内設置要求の禁止、ならびに、企業の機密情報たるソースコードの開示・移転要求の禁止という3原則が盛り込まれたことは、デジタル分野における保護主義の拡大を阻止するとともに、IoT時代に向けて我が国産業の国際競争力を強化し、アジア太平洋地域の成長の実現を図るうえで極めて大きな意義を持つ合意であり、強く歓迎いたします。

TPP11が、他の通商協定や、G7、G20、WTOなどの国際的枠組みにおける今後の合意形成における規範となり、電子商取引章の3原則がルールとして確立されていくことを期待します。

当協会としましても、つながる社会、共創する未来を提案するCPS/IoTの総合展示会「CEATEC JAPAN」等を活用しつつ、アジア太平洋地域の政府・産業界との協力をより一層深めてまいります。

以上